

2020年3月10日号

**新型コロナウイルスの影響に関する上場会社の開示対応（速報）**

弁護士 新木 伸一/木村 聡輔/斉藤 元樹/宮下 優一/水越 恭平

**はじめに**

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日常生活だけでなく企業の事業活動にも種々の影響を与え始めているが、その影響の有無・内容・程度は各社によって相当程度異なりうるところであり、加えて、今後の展開については未だ非常に不透明な部分が多く、その詳細を現時点で正確に見極めるのは困難である。他方で、上場会社は、このような困難な状況においても、自社の状況に応じて、適切なタイミングで、正確な情報を投資家に提供する責務を負っており、日々の報道を受けて株価がセンシティブに動いていく中で、新型コロナウイルス感染症に関する情報開示に関連して留意・検討すべき事項は多岐に亘る。

本ニュースレターでは、新型コロナウイルス感染症に関する上場会社による投資家向けの開示対応として、今後の決算短信（決算発表）、有価証券報告書・四半期報告書、適時開示・臨時報告書、フェア・ディスクロージャー・ルール及び任意開示に関する実務上の留意点を検討する。なお、本ニュースレターは、2020年3月9日時点で判明している新型コロナウイルス感染症の拡大状況や、それに応じた官公庁、東京証券取引所、上場会社の開示事例を前提に、速報ベースで検討するものであるため、日々の状況の変化に応じて見直しや追加検討が必要となる点にご留意頂きたい。

**決算短信（決算発表）****① 開示時期**

上場会社は、通期・四半期に関する決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することとされており、特に、通期の決算については、遅くとも決算期末後45日（45日目日が休日である場合は、翌営業日）以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当であり、決算期末後30日以内（期末が月末である場合は、翌月内）の開示が、より望ましいとされている<sup>1</sup>。

もっとも、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を受け、国内の各証券取引所は、2020年2月10日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」（以下「本取引所通知」という）を発表した<sup>2</sup>。本取引所通知では、通期の決算内容及び四半期決算内容については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」等の時期にとらわれず、確定次第に開示することで差し支えないこととされている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）の適時開示を検討することが推奨されている。

<sup>1</sup> 東京証券取引所の場合、有価証券上場規程404条、会社情報適時開示ガイドブック（2018年8月版）405頁

<sup>2</sup> 東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」（2020年2月10日）

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>。札幌、名古屋及び福岡の各証券取引所も同様の発表を行っている。

本取引所通知を踏まえ、上場会社だけでなく、その国内・国外のグループ会社において、例えば臨時休業・在宅勤務等の影響により決算確定作業に通常よりも時間を要する場合には、決算内容等の確定時期が遅れる旨を開示した上で、確定次第、決算発表を行うことが考えられる<sup>3</sup>。

## ② 業績予想

また、本取引所通知は、各社が開示している業績予想に関して、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積もりが困難となった場合や、開示済みの業績予想の前提条件に大きな変動が生じた場合等にあつては、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うこと等が考えられるとしている。

本取引所通知を踏まえ、これから決算発表を控えている会社については、業績予想を「未定」とする選択肢があることも踏まえつつ、業績予想の開示方法を検討する必要がある。この点に関しては、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことが難しい現段階では、その影響額について合理的に予測することは難しいため、本取引所通知に基づき、業績予想を単に「未定」と開示することも考えられる。他方で、例えば、新型コロナウイルス感染症と事業内容の関連性が薄い会社についてはそのような対応を行う必要は高くないと考えられるし、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいセグメントと小さいセグメントを有する会社等についても、後者のセグメントに関する見通しを投資家に提供することにはなお意味があると考えられる。また、業績に対する影響について、定量的な評価は難しい場合であっても、定性的な情報開示を行うことは一定の意義があると考えられる。したがって、業績予想についてどのような対応を行うかについては、業績予想の発表時期・同時点での新型コロナウイルス感染症拡大の状況、新型コロナウイルス感染症と事業との関連性、投資家に対して発信する情報の正確性等を踏まえた上で、総合的に判断すべきと考えられる<sup>4</sup>。

なお、こうした状況を踏まえ、既に業績予想を発表している上場会社の中では、これを取り下げ、「未定」とする旨の業績予想の修正を公表する会社も出てきている。もっとも、上場規則上は、新型コロナウイルス感染症による影響を織り込んでいない業績予想を既に発表している会社が、新型コロナウイルス感染症による影響があることのみをもってこのような修正を行うことは必須ではなく、業績予想修正の要否については、上場規則上の軽微基準に基づき判断することでも差し支えないと考えられる（なお、適時開示については、下記「適時開示」参照）。

## 有価証券報告書・四半期報告書

金融商品取引法（以下「金商法」という）に基づく開示書類（有価証券報告書及び内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書）については、通常の出題期限は下記のとおりとされているが、金融庁が公表した2020年2月10日付「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」<sup>5</sup>によれば、「今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められていますので、ご遠慮なく所管の財務（支）局にご相談ください。」との見解が述べられている。

（注）有価証券報告書及び内部統制報告書の提出期限	： 事業年度経過後 3 ヶ月以内
四半期報告書の提出期限	： 四半期会計期間経過後 45 日以内
半期報告書の提出期限	： 中間会計期間経過後 3 ヶ月以内

金商法上、「やむを得ない理由」により上記の法定期限までに有報等を提出できないと認められる場合には、あら

<sup>3</sup> 実際に新型コロナウイルス感染症の影響を理由に決算発表を延期する会社も出てきている。

<sup>4</sup> なお、いずれの場合であっても、業績予想を開示する限りは、当該業績予想について、新型コロナウイルス感染症の影響を織り込んでいるか否か、織り込んでいる場合の影響の程度を明示するのが望ましい。

<sup>5</sup> 金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」（2020年2月10日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>

かじめ財務局長の承認を受けた期間につき提出期限が延長される（企業内容等の開示に関する内閣府令 15 条の 2 第 1 項等）とされており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い監査業務が継続できないことは「やむを得ない理由」に該当することが明らかとされている。なお、提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについての決定をした時点と当該承認を受けた時点において、上場会社は取引所における適時開示が必要となる。

加えて、有価証券報告書や四半期報告書の内容において、新型コロナウイルス感染症の影響にいかに関及するかが問題となる。既に 2020 年 3 月期業績に影響がある企業では、当該影響について過年度決算の内容として開示・説明することになるが、いわゆる将来情報（forward-looking statement）の開示についても、例えば、「事業等のリスク」において、3 月期決算の会社であれば、4 月末から 5 月初旬に予定されている決算発表に加え、6 月末の有価証券報告書の時点において直近のリスクの見立てを記載することが期待されることである<sup>6</sup>。現状でも、四半期報告書や社債発行企業の発行登録追補書類の「事業等のリスク」等のアップデートにより、「コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある」ことに言及している例が多く、「当社ではその影響を精査中である」と記載する例があるが（若しくは連結業績予想には未だその影響を織り込んでいない旨を説明する事例もあるが）、今後は、不透明な状況下においても、より具体的な影響について、とりわけ各企業のビジネスのどの側面において大きな影響がありうるかについて常時とは異なり投資家が知り得ないことがあるため、少なくとも定性的に、又は場合によって定量的に記載することが期待されることになるだろう。

## 適時開示・臨時報告書

### ① 適時開示

#### a. 実務上の取扱い

本取引所通知では、新型コロナウイルス感染症が各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響が、投資者の投資判断及び株式等の価格形成にも影響を与え得ることから、不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、可能となった時点で速やかにかつ積極的に、かかる影響等について情報開示を行うことを促されている<sup>7</sup>。

#### b. 具体的に検討すべき適時開示

上場規則においては、上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについての決定をした場合、及び、そのような重要な事実が生じた場合（いわゆる「その他決定事実・その他発生事実」）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられている。「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、その内容・影響等を踏まえた実質的な判断が求められるが、例えば、影響額が以下のいずれかの基準を満たす場合には開示が必要になるとされている。その際、損害・損失の見込額の算定に時間を要する場合には、かかる見込額が現時点では不明である旨（概算額がわかる場合はその額）及びそれ以外の開示事項について速やかに開示し、その後、見込額が算定できた時点で速やかに追加開示を行うことが求められる。

- ・ 連結総資産の減少見込額  $\geq$  直前期末の連結純資産の 30%
- ・ 連結売上高の減少見込額  $\geq$  直前期の連結売上高の 10%
- ・ 連結経常利益の減少見込額  $\geq$  直前期の連結経常利益の 30%
- ・ 親会社株主に帰属する当期純利益の減少見込額  $\geq$  直前期の親会社株主に帰属する当期純利益の 30%

国内外で新型コロナウイルス感染症の流行が広がる中、それが各社の事業活動や経営成績にどのような形で影響を及ぼすかは、各社の業種・業態、地域等に応じた様々な態様があり得るところであるが、目下の状況を踏まえて適時開示が必要となり得る具体的な事象として以下のものが考えられる。本稿執筆時点において、既に相当数の上場

<sup>6</sup> 日本経済新聞電子版 2020 年 3 月 5 日付「新型コロナ、企業は開示が課題に 米では当局が業績影響要請」  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56449540V00C20A3EA1000/>

<sup>7</sup> 決算発表や業績予想の修正における留意点については、上記「決算短信（決算発表）」を参照。

会社が、こうした事実に関し、いわゆる「その他決定事実・その他発生事実」に係る適時開示を行っている。

- ・ 中国その他の国・地域における移動制限に伴う工場の操業の停止
- ・ サプライチェーンの混乱に伴う生産の縮小・停止
- ・ オフィス・営業所・サービス拠点等の閉鎖・休業
- ・ 国内外における外出自粛、大規模イベントの延期・中止に伴う提供サービス・事業の停止・縮小・変更

### c. 今後検討が必要となりうる適時開示

さらに将来的に、万が一新型コロナウイルス感染症の流行による影響がより深刻となった場合、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」、「事業の全部又は一部の休止又は廃止」、「債権の取立不能又は取立遅延」、「取引先との取引停止」、場合によっては「継続企業に関する事項の注記」や「破産手続開始等の申立て」といった個別の適時開示事由<sup>8</sup>に該当する場面もあり得る。その際、各事由の軽微基準該当性を確認することも必要となる。

また、新型コロナウイルス感染症に関連し、定款所定の基準日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときに、新たに議決権行使のための基準日を定めることがあり得るが、そのような決定をした場合には直ちにその内容を適時開示することが必要となる<sup>9</sup>。

## ② 臨時報告書

上場会社においては、金商法に基づく臨時報告書の提出要否も検討する必要がある。具体的には、提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象<sup>10</sup>等、企業内容等開示府令に規定されている所定の事由が発生した場合には、臨時報告書の提出が必要となる。その提出は「遅滞なく」行うものと規定されているが、金融庁によれば、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、「遅滞なく」提出したものと取り扱われる<sup>11</sup>。

なお、金商法上、臨時報告書については、有価証券報告書や四半期報告書の提出期限の延長における財務局長の承認といった制度（上記「有価証券報告書・四半期報告書」参照）は存在しないため、事前に財務局長に相談する義務はなく、具体的にどのような場合であれば（臨時報告書の提出事由の存在を認識しつつ）「臨時報告書の作成自体が行えない場合」と評価できるのかについては、各社において個別の検討が必要となると思われる<sup>12</sup>。この点、適時開示との関係では、上記のとおり、役職員の健康及び安全の確保を最優先しつつも、速やかな情報開示の必要性が指摘されているところであり、上場会社として適時開示を実施している限り、臨時報告書についてのみ作成自体が行えないという状況は実際には想定しづらいようにも思われる。

## フェア・ディスクロージャー・ルール

金商法上、上場会社が公表前の重要情報を投資家や証券会社等に伝達した場合、当該上場会社は、意図的な伝達の

<sup>8</sup> 適時開示事由については、上場会社自体と子会社それぞれについて該当性を検討する必要がある。

<sup>9</sup> 法務省「定時株主総会の開催について」（2020年2月28日）[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

<sup>10</sup> 企業内容等開示府令19条2項12号及び19号。具体的には、いわゆる重要な後発事象に相当する事象であって、その影響額が、単体又は連結ベースで、最近事業年度の末日における純資産額の3%以上かつ最近5事業年度における当期純利益の平均額の20%以上に相当する場合。また、重要な災害（単体又は連結ベースで、被害を受けた資産の帳簿価額が最近事業年度の末日における純資産額の3%以上に相当する額である災害。同項5号及び13号）や、多額の債権の取立不能・取立遅延（同項11号及び18号）の該当性の検討も必要となる場面があり得る。

<sup>11</sup> 金融庁「新型コロナウイルス感染症関連情報」（2020年3月6日更新）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html>

<sup>12</sup> また、実際に臨時報告書の提出時期を遅らせる場合、単なる提出遅滞と区別するため、その後に提出する臨時報告書において「新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えなかった」等の理由を記載するのが望ましいという判断が行われる可能性もあるように思われる。

場合には同時に、意図的でない伝達の場合には速やかに、当該重要情報をホームページ等で公表することが義務付けられている（いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール<sup>13</sup>）。新型コロナウイルス感染症が各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響についての関心が高まるにつれて、今後、株主総会や投資家向け説明会等のIRイベントにおいて、株主やアナリストから、この点について個別に質問等がなされる場面が生じることも予想されるところ、かかる質問等に対する上場会社による回答が、公表前の重要情報の伝達と評価され、意図せずフェア・ディスクロージャー・ルールにおける公表義務を発生させる事態が生じることがないよう留意が必要となる。

フェア・ディスクロージャー・ルールにおける「重要情報」とは、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」とされている（金商法27条の36第1項柱書）。その具体的な範囲については、法令上は明らかとされていないが、相当程度類似した文言用いている上場規則における「その他決定事実・その他発生事実」としての「上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」と比較すると、より広い範囲の情報が含まれうると考えるのが合理的と思われる。そのため、上場規則における「その他決定事実・その他発生事実」はもちろんのこと、形式的にはこれに該当しないものであっても、例えば、「適時開示・臨時報告書 ① 適時開示 b. 具体的に検討すべき適時開示」に記載の「その他決定事実・その他発生事実」に関する基準をわずかに下回る程度の重要性を持った情報であれば、フェア・ディスクロージャー・ルールにおける「重要情報」として情報管理を行うのが適切である<sup>14</sup>。

もっとも、自社の新型コロナウイルス感染症に関連するどこまでの情報が「重要情報」に該当するかについては、個別判断が必要であり、実際には非常に悩ましい問題である。この点については、「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」（FDルールガイドライン）において、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象は、「未公表の確定的な情報であって、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報」であるとされている点は参考になるとと思われる。かかるガイドラインを前提とすれば、新型コロナウイルス感染症が自社の事業活動等に与える影響の有無、内容、程度について、単に、自社の実際の事業内容等を踏まえた「可能性の議論」を投資家等と行うだけであれば、「確定的な情報」とは評価されず、重要情報の伝達には該当しないと整理可能な場合が多いと思われる<sup>15</sup>。また、実際に事業活動等に与える影響が明確に出ている場合であっても、当該影響に関する情報は、確定的な情報ではあるものの「公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報」でない限り、「重要情報」には該当しないことになる。このように、新型コロナウイルス感染症の拡大に直接又は間接に起因して事業活動等に何らかの影響が実際に生じたとしても、その全てが「重要情報」に該当するわけでもない。ただし、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大のような状況が過去に生じたことはないものであり、これに関連する企業情報の公表が会社の株価に与える影響について、その程度や蓋然性を事前に正確に評価するのは容易ではない。この点、例えば、公表対象となる事業活動等の影響の原因が特定されており、公表内容以上の悪影響が今後生じないことが明確なのであれば、（その点を開示資料内で明確化する前提で）当該情報自体の重要性のみを踏まえた株価への影響の検討を行うことは許容されると思われる一方で、仮に、今後の影響の有無等が必ずしも明確ではないような情報である場合には、公表に伴い株価が予想外の反応を示す可能性も十分あるため、慎重な判断が求められる場面も少なからず出てくるように思われる。

なお、いわゆるモザイク情報（「他の情報と組み合わせることで投資判断に活用できるものの、その情報のみでは、

<sup>13</sup> フェア・ディスクロージャー・ルールの詳細については、新木伸一・山下淳・木村聡輔・斉藤元樹「NO&T Client Alert『フェア・ディスクロージャー・ルールに係る金融庁ガイドラインとパブリックコメントの結果～重要情報に係る内部管理体制と、情報伝達時の対応プロトコルの必要性～』」（2018年2月13日号）

<sup>14</sup> 実務的には、かかる「重要情報」については適時開示事由と同様に積極的に公表措置をとるのが、株主やアナリストとの円滑なコミュニケーションの実現という観点からも望ましい場面が多いように思われるが、個別事情により公表措置をとることが難しい場合には、株主やアナリストへの個別の伝達も行うべきではないことになる。

<sup>15</sup> 金融庁「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」に対するパブリックコメントの結果等について」（2018年2月26日）5頁No.13  
<https://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20180206.html>

直ちに投資判断に影響を及ぼすとはいえない情報」)は、それ自体ではフェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる情報に該当しない(FDルールガイドライン問4)。他方で、それ単体では、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象にならないものと考えられる情報についても、当該情報と過去に提供されたその他の情報とを一体として見た場合、上場会社の業績を容易に推知し得るような場合には、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる可能性があるとされている<sup>16</sup>。そのため、自社についての新型コロナウイルス感染症に関する情報を投資家等に対して個別に伝達する場合には、当該情報自体の重要性のみならず、過去に自社が公表・提供している情報との一体評価により重要性が増加する可能性についても留意が必要となる。

## 任意開示

以上は強制的な開示についてであるが、上場会社が任意で開示を行うこともありえ、実務的には重要な検討事項となる。任意開示は、投資家以外にも、顧客・消費者、従業員やその家族、債権者、仕入先・取引先、地域住民、社会全般といった様々なステークホルダーに向けられるものがあるため検討課題は多いが、以下は投資家に対する任意開示を中心に述べる。

### ① TDnet の活用

適時開示義務はないものの、一定程度業績に与える影響が見込まれる場合等の投資判断上有用であると考えられる情報や、業績に与える影響がほとんど見込まれないものや投資判断上の有用性が必ずしも明確でない情報については、適時開示情報又はPR情報等として、任意開示の形でTDnetを通じて広範に投資家に周知することが考えられる<sup>17</sup>。このような開示は、本稿執筆時点においては、自社の感染対策(在宅勤務等)や対策支援(商品やサービス提供等)の情報開示に利用されている事例が相応に存在する。

### ② 英文開示の検討

和文が義務開示や任意開示のいずれであろうとも、日本の株式市場に大きな影響を与えている外国人投資家向けに、英文での開示を行うこともあろう。英文での開示を行うか否かの検討に当たっては、自社の開示方針、当該情報の内容・重要性、外国人株主比率、海外での事業の程度等を考慮することが考えられる。開示する場合には、和文との情報格差がないように、また、ミスリーディングにならないように、適時に適切な内容で開示することが期待される一方で、自社の現在のIR・広報関連のリソースにも留意が必要である。在宅勤務等により自社の人的リソースが不足している場合は、アドバイザーや翻訳業者等の外部のリソースの利用も検討に値する。

### ③ 感染者が出たときの公表の要否

自社の役職員や関係者に感染者が出たときに公表すべきか否かは非常に難しい問題であり、投資家だけではなく様々なステークホルダーとの関係で総合的に判断する必要がある。上場会社は社会の公器と呼ばれることもあるが、上場会社であるというだけで公表が必要と判断するのではなく、様々な考慮要素をもって個別に総合的に判断することが必要となる。その他公表の要否を検討する際の考慮要素等については、塩崎彰久・丸田颯人「NO&T Compliance Legal Update 企業不祥事・コンプライアンスニュースレター『新型コロナウイルスへの危機対応』(2020年2月No.38)」を参照されたい。

また、報道やSNSを通じて「役職員・関係者に感染者が出た」という情報・噂が、自社を情報の出所としない形で出回り、不明確な情報が市場・投資家に拡散してしまった場合には、投資家の投資判断を誤らせないように、上場会社自らが主体となって正確な情報を開示すべきか否かについて判断を迫られる状況もありうる。かかる開示の要否を判断する前提として、感染状況に関する正確な情報を会社として把握しておく必要があり、また、開示要否の判断を極めて迅速に行う必要があることも踏まえると、役職員・関係者の健康状態についての日々の情報収集の体制整備の必要性が平時より高まっているといえる。

<sup>16</sup> 上記パブリックコメント6頁No.17

<sup>17</sup> PR情報等の場合は適時開示情報閲覧サービスへの掲載がなされないが、TDnetを利用することで報道機関や情報ベンダーを通じた投資家への周知が容易となる点で、自社のウェブサイトだけに掲載する方法との違いがある。

**④ ESG・SDGs としての開示・対話**

ESG (Environment, Social and Governance) や SDGs (Sustainable Development Goals) の観点を経営に組み込み、統合報告書等のレポートで投資家向けに開示している上場会社は近時増加しているところである。今回の新型コロナウイルス感染症の流行に関連する社会課題（健康、安全、衛生、差別、自由等）を、各社の経営・事業活動との関係においてどのように整理し、足元及び将来的にいかなる取組みを実施していくか、各社のポリシーに照らして検討し、開示した上で、投資家と対話を行うことも有益であろう。

2020年3月10日

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [執筆者]



**新木 伸一**（弁護士・パートナー）

shinichi\_araki@noandt.com

1999年東京大学法学部卒業。2001年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2007年Columbia Law School卒業（LL.M.）。2007年～2008年Sullivan & Cromwell LLP（New York）勤務。国内外での株式・社債その他の証券の発行を始めとする金融取引、金融規制法、役員報酬等コーポレート・ガバナンス、インセンティブプラン、企業再編・企業買収に関する助言、内外当局対応等、企業法務全般にわたりリーガル・サービスを提供している。



**木村 聡輔**（弁護士・パートナー）

sosuke\_kimura@noandt.com

2006年京都大学法学部卒業。2007年弁護士登録、2014年再登録（第一東京弁護士会）。2007年長島・大野・常松法律事務所入所。2013年Duke University School of Law卒業（LL.M.）。2013年Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP（ニューヨーク）勤務。2014年～2015年シティグループ証券株式会社投資銀行本部勤務。キャピタル・マーケット分野及びM&A・コーポレート分野を中心に上場会社の資金調達・組織再編案件において豊富な経験を有する。



**斉藤 元樹**（弁護士・パートナー）

motoki\_saito@noandt.com

2006年東京大学法学部卒業。2007年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2011年～2012年外資系証券会社へ出向。2013年Columbia Law School卒業（LL.M.）。2013年～2014年Simpson Thacher & Bartlett（ニューヨーク）勤務。日本企業の国内外での株式・社債等の発行、IPO、M&A、ストックオプション・株式報酬に関する助言等を中心として、企業法務全般にわたりリーガル・サービスを提供している。



**宮下 優一**（弁護士・パートナー）

yuichi\_miyashita@noandt.com

2007年大阪大学法学部卒業。2009年京都大学法科大学院修了。2010年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。海外経験後、2016年～2017年SMB C日興証券株式会社 資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部（ECM）勤務。開示規制を含め、キャピタル・マーケット、コーポレート・ガバナンス、金融規制法、M&A、その他の企業法務全般にわたり、大手証券会社ECMでの経験を活かしてリーガル・サービスを提供している。



**水越 恭平**（弁護士）

kyohei\_mizukoshi@noandt.com

2007年東京大学法学部卒業。2009年東京大学法科大学院修了。2010年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年University of Washington School of Law卒業（LL.M.）。2016年～2018年株式会社東京証券取引所上場部勤務。IPOを含む国内外での株式・社債その他の証券の発行を始めとする金融取引、開示規制を含む金融規制法に関するアドバイスを行う。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。